

## パッケージツアー用の短期滞在査証

- ・ 該当するケース 指定旅行会社（当館 HP に掲載）が企画・募集・実施する、観光目的のパッケージツアーに参加する場合。
- ・ フィリピン国籍の方で、滞在予定期間が15日以内の場合のみ申請可能。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者の署名（申請者が未成年または障害のある場合は、申請者に代わって保護者が署名できます）。		
3	写真1枚	6か月以内に撮影されたカラー写真 (4.5cm×3.5cm、背景なしの鮮明な画像)。		
4	パスポートの顔写真ページのカラーコピー			
5	インセンティブツアーの場合のみ  使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要	渡航費用を負担する会社の概要を示す文書。 会社の HP 写し、会社名登録票写し等。		
6	出生証明書 (PSAで1年以内に発行されたもの)  使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。</li> <li>・ 遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。</li> <li>・ PSAに出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA発行の出生記録不存在証明書。</li> </ul>		
7	婚姻証明書 (既婚者のみ。PSAで1年以内に発行されたもの)  使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。</li> <li>・ PSAに婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA発行の無婚姻証明書。</li> </ul>		
8	フィリピン側旅行会社が用意する書類	ツアー参加者名簿		
		日程表 (日本入出国時の便名、宿泊先、日本国内移動手段、個人行動時の訪問先及び連絡先を含む)		
		ツアー募集用のHP案内や広告等の写し		
		往復航空券予約票		
		(添乗員がいる場合のみ) 添乗員の在職証明書 ・ 指定旅行会社の社員でない場合→契約書の写し		
9	日本側旅行会社が用意する書類	日程表（日本語のもの）		
		宿泊先予約票写し		
		(日本国内の移動を伴う場合) 国内線航空機、新幹線、特急列車、バス、フェリー等の予約票写し		

10	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
11	社員証	指名された代表者による申請の場合		
12	その他			

- 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 \_\_\_\_\_

日付 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

VFSスタッフ署名 \_\_\_\_\_